

令和5年(2023年)5月2日

課 (室) 長 }
現 地 機 関 の 長 } 様
労働委員会事務局長 }

総 務 部 長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等 について(通知)

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることに伴い、変更後は、日常における基本的な感染対策は個人や事業者の判断に委ねられることが基本となります。

ついては、5月8日以降の基本的な感染対策等について、下記のとおり取り扱うこととしますので、職員への周知をお願いします。

また、これまで新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策等について発出した各種通知は、令和5年5月7日をもって廃止します。

記

1 基本的な感染対策等について

- (1) 手洗い等の手指衛生、換気、三密回避の対策については、引き続き有効であることから適切に実施すること。
- (2) マスクの着用は個人の判断を基本とする。
ただし、次の場合はマスクの着用を推奨する。
 - ①来庁者と接する場合及び訪問先で県民等と接する場合
(換気が十分行われ、人との距離が十分保たれている場合は除く。)
 - ②高齢者等重症化リスクが高い者が入院・生活する機関の職員
- (3) 接触機会の低減や業務継続の観点から、引き続き在宅勤務等のテレワークを可能な限り実施するとともに、時差勤務、休暇の取得等に積極的に取り組むこと。

2 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応等について

- (1) 職員が感染した場合
 - ア 有症状の場合
所属長は、発症日を0日目として5日間は、休暇、テレワーク等により出勤を控えさせること。また、5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快してから24時間程度経過するまでは、引き続き出勤を控えさせること。
 - イ 無症状の場合
所属長は、検体を採取した日を0日目として5日を経過するまで、出勤を控えさせること。
 - ウ その他
発症又は検体採取から10日を経過するまでマスクの着用を推奨する。
- (2) 家族が感染した場合
所属長は、職員の家族が感染した場合は、休暇取得やテレワークができるよう配慮すること。

家族の発症日を0日として、7日を経過するまでは、特に注意して職員自身の健康観察を行い、マスク着用を推奨する。

(3) その他

別紙1及び別添「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について」を参考にすること。

3 休暇等の取扱いについて

(1) 職員が感染した場合

休暇を取得する場合は療養休暇(会計年度任用職員にあつては、特別休暇(私傷病))とする。

(2) 職員の家族が感染した場合

休暇を取得する場合は、家族看護休暇(会計年度任用職員はあつては、特別休暇(子の看護休暇))とする。

なお、詳細は別紙2「新型コロナウイルス感染症に係る休暇等の取扱い」参照すること。

4 廃止する通知

(1) 県機関における職員のマスク着用の考え方の見直しについて(通知)

令和5年(2023年)3月7日 4職号外

(マスクの着用に関わるもの)

(2) 職員等の感染(感染のおそれがある)に対する所属の対応(補足)について(通知)

令和4年(2022年)12月9日 4職号外、4コ行号外、4人号外

(濃厚接触者の特定に関わるもの)

(3) 職員の感染拡大防止策の更なる徹底について(通知)

令和4年(2022年)11月14日 4人号外、4コ行号外、4職号外

(職員の感染拡大防止に関わるもの)

(4) 職員が感染した(感染のおそれがある)場合に備えた所属の対応(補足)

令和4年(2022年)1月13日 3職第192号、3コ行第107号

(職員の感染に対する所属の対応に関わるもの)

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る休暇等の取扱いについて(通知)

令和3年(2021年)6月7日 3人第76号、3コ行第43号、3職第61号

(休暇等の取り扱いに関わるもの)

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の更なる徹底等について(通知)

令和3年(2021年)4月8日 3人第12号、3コ行第8号、3職第14号、

3財活第19号、3D第12号

(アクリル板パネルの設置に関わるもの)

その他、上記に付随する通知

人事課

課長：池田昌代 担当：三枝大海

内線 8-231-2171

E-mail jinji@pref.nagano.lg.jp

コンプライアンス・行政経営課

課長：村井昌久 担当：石澤彰郎

内線 8-231-2552

E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp

職員課

課長：山口恭子 担当：佐藤伸介

白倉真理子

内線 8-231-2182

E-mail shokuin@pref.nagano.lg.jp

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策等について

別紙 1

項 目		5月7日まで	5月8日以降
マスクの着用について	基本的な考え方	職員個人の判断を基本とする	職員個人の判断を基本とする
	来庁者と接する場合及び訪問先で県民等と接する場合	マスクを着用することを原則とする ただし、換気が十分行われ、人と人の距離が十分保たれている場合など、状況によってはマスクを着用しないことも可とする	マスクの着用を推奨する ただし、換気が十分行われ、人と人の距離が十分保たれている場合など、状況によってはマスクを着用しないことも可とする 例 受付窓口 → 職員が不特定の県民と接触するため感染の可能性及び感染を拡散する可能性が高いと考えられるため、マスクの着用を推奨 相談対応 → 相手との距離を狭めて対応することが多いと考えられるためマスクの着用を推奨
	高齢者等重症化リスクが高い者が入院・生活する機関	マスクを着用することを原則とする	マスクの着用を推奨する
感染した場合の対応について	本人が感染した場合	(有症状の場合) 発症した後7日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは、 出勤を含む外出は行わないこと (無症状の場合) 検体を採取した日から7日を経過するまでは、 出勤を含む外出は行わないこと	(有症状の場合) 所属長は、発症日を0日目として5日間は、休暇、テレワーク等により出勤を控えさせること。 また、5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快してから24時間程度経過するまでは、引き続き出勤を控えさせること (無症状の場合) 所属長は、検体を採取した日を0日目として5日を経過するまで、出勤を控えさせること ※ <u>発症又は検体採取から10日を経過するまでマスクの着用を推奨</u>
	家族が感染した場合	最終接触から5日間、出勤を含む外出は行わないこと	所属長は、職員の家族が感染した場合は、 休暇取得やテレワークができるよう配慮すること ※ <u>家族の発症日を0日として、7日を経過するまでは、特に注意して職員自身の健康観察を行い、マスク着用を推奨</u>

新型コロナウイルス感染症に係る休暇等の取扱い

	事由	現在の取扱い	5/8以降の取扱い※	
			一般職員	会計年度任用職員
ワクチン接種	医療従事者等に該当する職員	職務	職務	職務
	上記以外の職員	職務専念義務免除 (厚生に関する計画の実施)	年次休暇	年次休暇
ワクチン接種による副反応	発熱等の風邪症状があり「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合	特別休暇 (非常災害による出勤困難)	療養休暇 【90日以内】	特別休暇 (私傷病(無給)) 【最大10日間】
	上記以外の副反応	職務専念義務免除 (厚生に関する計画の実施)	療養休暇 【90日以内】	特別休暇 (私傷病(無給)) 【最大10日間】
コロナ感染等	職員又は親族に発熱等の風邪症状がある場合	特別休暇 (非常災害による出勤困難)	職員:療養休暇 【90日以内】 親族:家族看護休暇 【5日間(10日間)】	職員:特別休暇 (私傷病(無給)) 【最大10日間】 子のみ:特別休暇 (子の看護(無給)) 【5日間(10日間)】
	職員及び親族に発熱等の風邪症状はないが、職員が保健所による健康観察(自宅待機)の対象である場合		該当なし	
	職員が感染した場合		療養休暇 【90日以内】	特別休暇 (私傷病(無給)) 【最大10日間】
	親族が感染した場合に、すぐに入院できずに職員が世話をする場合		家族看護休暇 【5日間(10日間)】	子のみ:特別休暇 (子の看護(無給)) 【5日間(10日間)】
	職員が検疫法による停留や、感染症予防法による外出しないこと等の協力を求められた場合		該当なし	
	職員が小学校等の臨時休業中の子の世話をする場合		年次休暇	年次休暇

【※参考:休暇の取得可能日数】

●一般職員

- ・療養休暇:90日を超えない範囲で最小限度必要と認める期間。
- ・家族看護休暇(対象:子、配偶者、親):5日を超えない範囲内で必要と認める期間(養育する子が2人以上の場合にあっては10日間を超えない範囲内)。

●会計年度任用職員

- ・特別休暇(私傷病):1週間ごとの勤務日数等に応じて必要と認められる期間(最大10日間)。
- ・特別休暇(子の看護(対象:小学校就学の始期に達するまでの子)):5日を超えない範囲内で必要と認める期間(養育する子が2人以上の場合にあっては10日間を超えない範囲内)。

各府省等官房長等 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
基本的感染対策等について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止等については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対策の徹底について（通知）」（令和4年2月14日付け閣人人第83号、内閣官房内閣人事局人事政策統括官）により対応をお願いしてきたところです。

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針は廃止されることとなります。

これに伴い、本年5月8日以降は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（依頼）」（令和5年3月31日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）等を踏まえ、下記のとおり対応していただくとともに、職員への周知をよろしくお願いします。

なお、所管の独立行政法人に対しても、下記の対応について、周知をお願いします。

記

- 1 基本的感染対策（マスク着用、手洗い等の手指衛生等）や各府省等で実施しているその他対策（検温、消毒液・パーティション設置等）については、個人又は各府省等の判断にて行う。また、感染対策の見直しに当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮する。
- 2 接触機会の低減や業務継続の観点に加え、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点からも、引き続きテレワークの定着を図るとともに、テレワークとフレックスタイム制の組み合わせなどを通じ、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にする環境の整備に取り組む。
- 3 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応等については、別紙のとおり周知する。

【連絡先：内閣官房内閣人事局】

・調査係 林（満）、勝間田、林（苑）

電話：03-6257-3741 Email: chosakakari@cas.go.jp

・福利厚生担当 長尾、野々村、高田

電話：03-6257-3768 Email: fukurikosei.j7a@cas.go.jp

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応等について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）のとおり、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症患者は、法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられるが、その際に参考にする情報として以下のとおり周知する。

1 外出を控えることが推奨される期間

新型コロナウイルス感染症の発症後5日間は、他人に感染させるリスクが特に高いことから、発症日を0日目として5日間は、休暇、テレワーク等により外出を控えることが推奨される（この5日間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底する。）。

さらに、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨される。なお、症状が重い場合は、医師に相談することが推奨される。

2 周りの方への配慮

新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がける。

3 濃厚接触者の取扱い

一般に保健所による新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定は行われず、また、濃厚接触者として感染症法に基づく外出自粛は求められないことから、職場内においても濃厚接触者の特定や外出自粛を求めない。

4 家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

職員の家族や同居人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、まず、可能であれば部屋を分け、感染した家族等の世話はできるだけ限られた者で行うことに注意する。

その上で、外出する場合は、発症日を0日として、特に5日間は職員自身の体調に注意する（7日目までは発症する可能性があることに留意する）。この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をする。

5 その他

本通知の発出後、厚生労働省等の関係機関による新型コロナウイルス感染症に関する資料の改定及び新たな知見の公表があった場合はこれに留意し、その趣旨を適時適切に反映させて対応する。